

議案第 3 号

野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例（平成30年野田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表総合公園陸上競技場公衆トイレの項の次に次のように加える。

総合公園庭球場公衆トイレ	野田市清水955番地の1
--------------	--------------

別表光葉町第六公園内公衆トイレの項の次に次のように加える。

東金野井休憩所公衆トイレ	野田市東金野井728番地の1
山崎小前あそびの広場公衆トイレ	野田市下三ヶ尾446番地の2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

自己完結型トイレを公衆トイレとして位置付けるため、公衆トイレの名称及び位置に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例 (平成30年野田市条例第28号)

改 正 案		現 行	
別表(第 2 条)		別表(第 2 条)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
総合公園陸上競技場 公衆トイレ	(略)	総合公園陸上競技場 公衆トイレ	(略)
総合公園庭球場公衆 トイレ	野田市清水 955 番地 の 1	(略)	
(略)		光葉町第六公園内公 衆トイレ	(略)
(略)		(略)	
光葉町第六公園内公 衆トイレ	(略)		
東金野井休憩所公衆 トイレ	野田市東金野井 728 番地の 1		
山崎小前あそびの広 場公衆トイレ	野田市下三ヶ尾 446 番地の 2		
(略)			